

◇ 確定申告しないで死亡した場合

Q : 父が先日亡くなりました。父は、確定申告をしないで亡くなってしまったのですが、これはいつまでに提出すればいいのですか？

A : 相続のあったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告しなければなりません。

【解説】

平成17年分の所得税について確定申告書を提出すべき人が、平成18年1月1日から同年3月15日までの間に申告書を提出しないで死亡した場合、又は納税者が平成17年中に死亡した場合に、平成17年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、その相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告しなければならないこととなっています。

同様に、損失申告のできる人が死亡した場合も上記期間中に申告することができます。

なお、平成17年中に死亡した納税者が、平成17年分の所得税について還付を受けることができる場合は、相続人は還付を受けるための申告書を提出することができます。

この、亡くなった者の確定申告を準確定申告といいます。

提出先は、亡くなった者の納税地を所轄する税務署です。

納税地は、原則として住所地ですが、居所や事業場等がある人は、居所や事業場等を納税地とすることも認められます。

